

人権と報道 連絡会ニュース

人権と報道・連絡会事務局 URL <https://www.jca.apc.org/~jimporen/>
電子メール jimporen@jca.apc.org FAX 04-7134-8555
カンパは「三井住友銀行 498 普通 7478766 浅野健一」へ

5年ぶりに活動再開へ

40周年記念シンポジウム「メディア責任制度確立を」

人権と報道・連絡会は今年、結成から40年を迎え、7月12日、東京・文京区の文京区民センターで40周年の記念シンポジウムを開いた。連絡会は1985年6月の発足以来、年に1回のシンポジウムを毎年、開いていたが、2020年からのコロナ禍をきっかけに活動が停滞していた。シンポの開催も途絶えていて、この日のシンポは5年ぶりの復活だった。テーマは、「実名犯人報道を止め、メディア責任制度の確立を」。「闘う判事」として、SNSを中心に旺盛な表現活動を展開したため、弾劾裁判で罷免判決を受け、法曹資格をなく奪われた岡口基一・前仙台高裁判官による「元裁判官から見たメディアと報道」と題した記念講演と、連絡会の代表世話人・浅野健一による基調講演を柱に、冤罪事件の当事者や支援者、弁護士らからのアピールを受け、シンポは、あらためて連絡会の活動再開を宣言する場となった。以下、各講演等の概要を簡単に報告する。

(文責は会員・中嶋啓明)

元裁判官から見た報道 岡口氏

この国で真実を伝えることがとても難しいんだということ。私があつたのか、ということ。何があつたのか、ということ。何をきくと世の中に知ってもらう必要があると思いつつ書いていたら、4社から出版拒否されました。断ってきた4社というのは全部大手です。

弾劾裁判という、とんでもない裁判で、私は敗訴しました。

5年ぐらいい前に裁判所当局とケンカになりました。私がケンカを売ったわけじゃないんです。私は単にSNSで個人的に投稿していただけなんです。これはケシカラン、と処分されたわけなんです。裁判所当局から情報戦を仕掛けられ、完敗しました。マスメディアに情報を流して、「この人はとんでもない裁判官なんです」という情報戦を仕掛けられました。

事務局から

この間、私たちは、とても大きな存在を失いました。当会創設時から事務局長を務め、活動を最前線で担ってきた山際永三さんです。

手伝ってください

山際さんは、シンポジウムや定例会のテーマ設定をはじめ、講師の選定のほか、会場設営等々の表の仕事だけでなく、ニュースやチラシの作成と発送、配布等の啓蒙活動から会員名簿の管理、会計といった地味な裏方の作業まで、ありとあらゆることに具体的に携わっていただきました。

報道被害者の相談に乗り、メディアやBPOと交渉したり、裁判を準備したりと、文字通り東奔西走してました。山際さんが担っていた活動の大きさに今、たじろいでいます。けれども、途方に暮れたまま立ち止まっていたわけにはいきません。山際さんが残した報道改革の志を引き継いで、少しずつでも運動を進らせていかなくてはなりません。そこでお願いです。志を共にして、事務局の活動を一緒に担ってくれる方を求めています。手伝ってください。

止っていて、裁判官が自分たちで何でもやるうとしていいます。市民のことを知らないのと正しい判断ができないのと、ドンドン市民の中に出て行って集会にも参加して、政党にもかかわっています。共産党に入っている裁判官もいます。でも日本はドイツと違って、戦前とまったく変わっていないんです。戦後何十年も経つと、ドンドン硬直化していった。記者会見を裁判官がやるのはケシカランと、裁判所当局が事実上、やめさせるようになったんです。

癒着

癒着です。警察とマスコミとか、検察とマスコミの癒着と同じ傾向になっていいます。それが完全に明るみに出た事件がありました。黒川検事総長が賭けマージャンをやっていたときの話です。賭けマージャンの相手は産経新聞と朝日新聞の記者だったんですね。もし賭けてなかったら記事になってなかったでしょう。だから、賭けてくれたよかったんですけど、賭けてなくて付き合っている方はいっぱいいるということなんです。うしない情報が入ってこないんです。ただ、力関係は、警察、検察、裁判所のほうが上です。マスコミはお願いベースになるわけじゃない。そうすると、マスコミは言いなりになっちゃうんです。

昔は判決があつた後、裁判官が記者会見してました。教科書裁判の家永裁判と言つたのがあります。東京地裁の裁判長が記者会見して、なんでこれはこういう判決になったのかとちゃんと説明していたんです。昔の裁判官は戦前への反省というのがあつて、ドイツはそれが徹底しています。官僚統制をすべて廃

た、裁判所職員の不祥事は隠さないです。後でバレちゃうと大変なんです。でも、不祥事の中でも絶対に言わないのがあります。「厳重注意」は言わないですね。厳重注意って、どういふときに受けるかって言うと、裁判官が判決の本文を間違えちゃったときなんです。民事訴訟は本文を間違えても更正決定という裏技があるので、後でいくらかでも直せるんです。でも刑事はそういうわけにいかない。検察や弁護人に控訴してもらえないんです。これは厳重注意になるんですが、これは公表しないんですよ。